

平成31年白川町議会第1回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 平成31年3月4日（月）午後12時55分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 議第23号 平成30年度白川町一般会計補正予算（第7号）
議第24号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議第8号 白川町出産育児給付金等の支給に関する条例の全部を改正する条例について
議第9号 白川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
議第10号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号 白川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号 美濃白川楽集館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議第13号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議第14号 白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議第15号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第16号 白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第17号 せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第18号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第19号 新白川温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第20号 白川町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議第21号 白川町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

議第22号 公の施設の指定管理者の指定について

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 服部圭子君、 5番 今井昌平君、 6番 嶋田有康君、
7番 渡邊昌俊君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	横家敏昭君、	副町長	佐藤 滋君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	藤井充宏君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	藤井沙弥香君、
書記	今井由美君		

7. 会議の経過

（議長 9番 細江茂樹君）

- 議長 午前中の予算委員会、皆さんご苦労様でございました。ただ今から、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議は、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

- 議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 梅田みつよ君、4番 服部圭子君を指名します。

◇日程第2 議第23号 平成30年度白川町一般会計補正予算（第7号）

議第24号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

- 議長 日程第2 議第23号「平成30年度白川町一般会計補正予算（第7号）」、議第24号「平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」以上2件については、1日の本会議において、予算審査常任委員

会にその審査を付託してありますので、常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

○ 議 長 予算審査常任委員会 委員長 服部圭子君。
(予算審査常任委員会 委員長報告)

○ 予算審査委員長 白川町議会予算審査常任委員会議案審査報告をいたします。

予算審査常任委員会に付託された、議第23号 平成30年度白川町一般会計補正予算(第7号)、議第24号 平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について、審査の結果を報告いたします。

本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け、慎重な審議を行った結果、いずれの会計につきましても、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

今年度も残すところ1ヶ月足らずとなり、年度最後となる今回の補正予算では、今年度事業の実施結果や進捗状況を精査し、必要に応じた予算の増額、減額が行われていることを認めるものであります。年度末にあたり、今一度、今年度事業の精査をされると共に、審査の過程で出された意見を十分尊重し、効果的な予算の執行に努められるようお願いし、予算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。

○ 議 長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。
(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第23号「平成30年度白川町一般会計補正予算(第7号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議 長 起立全員であります。

よって、議第23号「平成30年度白川町一般会計補正予算(第7号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、議第24号「平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議 長 起立全員であります。

よって、議第24号「平成30年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

- ◇日程第3 議第8号 白川町出産育児給付金等の支給に関する条例の全部を改正する条例について
- 議第9号 白川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 白川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 美濃白川楽集館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第13号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 新白川温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 白川町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 白川町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第22号 公の施設の指定管理者の指定について

- 議 長 次に、日程第3に掲げました15案件については、1日の本会議において一括上程し、町長の提案説明を受けております。ただいまから議事日程に掲げましたとおり、議第8号からそれぞれ補足説明を求めながら、審議を行います。

- 議 長 日程第3のうち、議第8号「白川町出産育児給付金等の支給に関する条例の全部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。町民課長。
(町民課長 安江文郎君 登壇)
- 町民課長 議第8号 白川町出産育児給付金等の支給に関する条例の全部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第8号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第8号「白川町出産育児給付金等の支給に関する条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり承認しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第9号「白川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。企画課長。
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第9号 白川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号「白川町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第10号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君 登壇)

- 総務課長 議第10号 白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第11号「白川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第11号 白川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第11号「白川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第12号「美濃白川楽集館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、を議題とします。
補足説明を求めます。教育課長。
(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

- 教育課長 議第12号 美濃白川楽集館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第12号「美濃白川楽集館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第13号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 次に、議第13号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第14号「白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 議第14号 白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号「白川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第15号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 議第15号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第16号「白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。企画課長。
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第16号 白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第16号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号「白川町クオーレふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第17号「せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。企画課長。
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第17号 せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
はじめに、議第17号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号「せせらぎの里美濃白川ふるさと体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第18号「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第18号 白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第18号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第19号「新白川温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、を議題とします。
補足説明を求めます。企画課長。
(企画課長 安江章君 登壇)
- 企画課長 議第19号 新白川温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
8番。
(8番 安江孝弘君)
- 8 番 今説明をしていただきましたけども、この上げる金額等々についてはあまり賛成する状況じゃございませんけども、しかし、あの温泉がこれだけ上げれば、何とか800万円の指定料で補っていけるかということになると大変厳しいことであると思いますが、その中で、まず道の駅を含めたこの温泉施設が、どういう計画に持って、この前も話がありましたけれども、人がどれくらい入って、これだけ何をして、安くして高くして人を入れていくと。そしてこの温泉を続けるか続けられないか、それによってまた決まってくるかもしれない。他所の事はいらんことですが、金山町がいったんにお金をあげた。そしたらいったんにお客が半減してしまった。非常に迷惑、困っておるとい話を聞いたわけですが、この上げる上げんことを我々は賛成しとればそれでいいかもしれませんが、ただ収支があまり厳しい状況になってくると、君たちは一体何しとったんだと、何を審議したんだと言われると思うんです。だから、この値上げすることにも、絶対的に反対とは言いませんけども、そのピアチェーレの支配人さんを含めて、従業員がどういう状況でこれだけの金額を上げて、そして大体の人数がこれだけきて、大体年間800万円、1千万円以上の収益があるからこういうふうに、そういう計画性はまだ私は聞いておらんと思うんです。私個人は。そのことについて、現実的にどうさばいていかれるか、どう聞いておけばいいか、人が聞いた時にどう答弁していいのか、その辺のところ分かれば教えていただきたいと思います。

- 議 長 企画課長。
- 企画課長 はい、今日議題として上げさせていただきました利用料金の見直しにつきましては、先ほども説明させていただきましたように、基準額という形で定めておりますので、この金額でそのまま徴収するものではないということ、まず予めご了承いただきたいと思います。安江議員の言われるのは、前回、支配人の説明のおりにもなかなか納得できるような説明もなかったということも含めて、こういった改善計画を行っていくのかということであろうかと思いますが、今ここで私の方も具体的な改善計画についてお話しすることはできません。前回の臨時議会で認めていただきましたのは、まず指定管理料につきまして今までの状況の中で、あそこを管理していくのに実質かかった料金については、800万円ほど現在かかっている状況を説明して、とりあえず現況に見合う指定管理料について引き上げをお願いしたところでございます。今回の利用料金の見直し、更には指定管理料の見直しをいただきましたので、それを踏まえてどのような改善計画をしていくのかということは、早急に農業開発と詰めまして、議員協議会のおりに報告をさせていただきたいと思います。
- 議 長 8番。
- 8 番 今、答弁をしていただきましたことはわかりますけれども、やはりそういう計画があればですね、それなりのなにを外に出してやる考えをもっていかないと、これ本当にこのことは白川町民だけが利用するわけじゃないんです。他所の人の方が余計利用するわけですから、そこら辺のところをしっかりとっておいていただくと、我々一番困るのは、お前んた議員は何を決めてきたんだということになりますので、その点、いわゆる執行部や何が絶対これで大丈夫なんだということであれば問題ないわけですが、このことについて、前の臨時に上げた、給料が足らんとって300万円あげて、それを通いとるわけですね。今度は新しく考えられて、このことを提案されとるわけです。だからそこら辺のところを、やっぱり町民にも分かり易く、町民の利用度が今まで以上に、倍も3倍も利用していただけるような話を表に出してやらないと、その辺のところは私がこうしなさいあしなさいと言う訳にはいきませんが、やっぱり町民がある程度今まで以上の利用を考えていただくようなシステムを作らないと、ここでなかなかはい賛成、はい反対という簡単なもんじゃないと思うんです。だからその辺の、賛成のできる、町民に説明のできる話をさせていただきたいなど、そう思います。

- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第20号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号「白川町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第21号「白川町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題とします。
補足説明を求めます。保健福祉課長。
(保健福祉課長 田口裕和君 登壇)
- 保健福祉課長 議第21号 白川町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第21号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号「白川町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第22号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第22号 公の施設の指定管理者の指定について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第22号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号「公の施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。
- 議 長 お諮りします。5日から7日は議事の都合のため、白川町議会規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、明日5日から7日までの3日間は休会することに決しました。
- 議 長 したがって、3月8日午前10時から本会議場において会議を開きます。
それでは、本日はこれをもって散会します。どうもご苦労さまでした。
(午後1時58分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員